

第3号

## 令和6年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	207,128 人
外 来	324,813 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	567 人
外 来	1,337 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	125,315 千円
医療器械整備事業	1,674,748 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		28,683,675 千円
第1項 医療収益		24,453,355 千円

第2項 医業外収益	4,215,999 千円
第3項 特別利益	14,321 千円

支 出

第1款 病院事業費用	30,911,380 千円
第1項 医業費用	29,580,307 千円
第2項 医業外費用	1,020,022 千円
第3項 特別損失	311,051 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額826,207千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,605,795 千円
第1項 企業債	1,581,000 千円
第2項 出資金	158 千円
第3項 他会計からの長期借入金	74,415 千円
第4項 補助金	137,147 千円
第5項 負担金	813,075 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,432,002 千円
第1項 建設改良費	1,800,063 千円
第2項 企業債償還金	1,577,742 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	54,197 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 7 年 度	14,700 <small>千円</small>
中央病院医療機器整備事業	令 和 7 年 度	854,200
中央病院保育所運営業務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	270,000
白鳥病院夜間看護補助者 派 遣 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	51,480
白鳥病院給食業務委託事業	令 和 7 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	235,182
旧津田病院建物解体撤去事業	令 和 7 年 度	333,262

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 医療施設整備 事業費	千円 125,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	1,456,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 職員給与費 | 14,900,361 千円 |
| (2) 交際費   | 150 千円        |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助	5,940 千円
県立病院運営費補助	31,758 千円
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	12,000 千円
搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助	3,541 千円
香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助	4,910 千円
新人看護職員研修事業補助	1,912 千円
香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円

産科医等確保支援事業費補助	1,340 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	4,866 千円
香川県ドクターヘリ運航事業費補助	9,500 千円
防災訓練等参加支援事業補助	346 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	111,594 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	器械及び備品	内視鏡手術支援ロボット	1 式
	同上	手術用移動型X線透視撮影装置	1 式
	同上	デジタルHybrid-ORシステム搭載血管撮影装置	1 式
	同上	SPECT-CT	1 式
	同上	整形外科用ナビゲーションシステム	1 式
	同上	血管造影X線診断装置	1 式